

南関町農機具等マッチング事業実施要綱

(目的)

第1条 町は、担い手農家等の負担軽減を図り、持続的な農業振興と里山景観を保全するため、利用されなくなった農機具や農業用資材等の情報を広く周知し町内の担い手等が利用することで、農業コストの削減と資源の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農機具等

農作物の栽培又は景観維持を目的として使用していた機械及び施設をいう。

(2) 農機具等マッチング

町が農機具及び施設の売却または破棄を希望する所有者から申込みを受けた情報を農機具や施設の利用を希望する者に提供することをいう。

(譲渡する者)

第3条 農機具を譲渡できる者は町内在住の農家及び農業を営む法人及び組織等とする。

(譲受される者)

第4条 農機具を譲受できる者は町内在住の農家及び農業を営む法人及び組織等とする。

(譲渡物の登録)

第5条 農機具等マッチング事業の譲渡者登録を希望する者（以下「譲渡申込者」という。）は南関町農機具等マッチング事業 譲渡情報掲載申込書（様式第1号）及び南関町農機具等マッチング事業 同意・誓約書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(申込み内容の精査・掲載)

第6条 町長は、前条の申込みがあった時は速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について南関町農機具等マッチング事業 譲渡情報掲載決定（不決定）通知書（様式第3号）により譲渡申込者に通知するものとする。なお、ホームページ等へ掲載の期間は1年間とする。

(譲受希望者への情報提供)

第7条 町は、譲受希望者へ譲渡申込者の氏名、連絡先及び希望機具等の情報を提供しなければならない。

(掲載事項の変更の届出)

第8条 譲渡申込者は掲載事項に変更があった時は南関町農機具等マッチング事業 譲渡情報掲載変更届（第4号様式）を南関町長に届け出なければならない。

(申込みの取下げ)

第9条 譲渡申込者の都合により譲渡申込を下げたい場合は、南関町農機具等マッチング事業 譲渡情報掲載取下書（様式第5号）を提出するものとする。

(譲渡の交渉・契約)

第10条 譲渡申込者と譲受希望者が直接交渉及び契約を行い、町は一切の責任を負わないものとする。

(譲渡完了)

第11条 譲渡が完了後、譲渡者は南関町農機具等マッチング事業 完了報告書（様式第6号）を町長に提出することとする。これにより町長は町ホームページ等に記載した譲渡情報を削除することとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。